香芝市立真美ヶ丘西小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、学校の教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育の充実に努め、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

○ いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
○ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
○ いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
○ いじめを阻止したり、いじめを教員に伝えたり、いじめに対して否定的な反応を示す「仲裁者」の行動は、いじめを抑止する力になる。この点から、「観衆」や「傍観者」を「仲裁者」に変えていく取組が求められる。
○ いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
○ いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取組を行う。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ・不登校対応委員会を設置する。

【別紙1】

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。 【別紙2】

(1) いじめの防止

○ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

○ 豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○ 学校活動全体を通じて道徳教育を推進し、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための取り組みを推進する。

○ いじめは重大な人権侵害にあたることを中心に、いじめが刑事罰の対象になり得ることや不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得る等、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童に指導する取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、けんかやふざけ合い、ささいな事象と見えるものの中にもいじめがあると考え、ささいな兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、いじめ・不登校対応委員会に報告し、速やかに組織的に対応する。被害児童およびその保護者に対し、徹底して子どもを守り通す姿勢を伝えるとともに、指導方針を本人及び保護者に伝え、了解を得ながら進める。加害児童に対しては、教育的配慮のもと、児童の発達段階を考慮した上で人間的成長につなげるべく毅然とした態度で指導する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、家庭、PTAや地域の関係団体等との連携が必要である。地域に対しては、「学校運営協議会」において、いじめ問題に対する取組を報告し、意見を求めるなどして地域との連携を強化することが必要である。また、学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力を求めていくことも大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

○　いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ・不登校対応委員会により早急に調査を行う。

　なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。また、調査にあたり、学校は附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組む。

○　加害児童に対しては、調査結果を踏まえて個別指導を行い、いじめの非に気付かせるとともに、被害者児童に対する謝罪の気持ちを醸成させる。その際、加害児童の保護者にも協力を求めながら行う。

○　いじめ対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、改めて教職員に対する聞き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

7 その他

○　いじめの防止等の対策について、本方針のホームページへの掲載をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

○　本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ・不登校指導委員会においてPDCA サイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。

○　「いじめ・不登校対応委員会」の存在および活動が認識されるような取組を行う。